

こ けんり ほしやう
「子どもの権利を保障し、
こ しゃかいぜんたい しえん きほんてき かんが かつ
子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」
たい いけん
に対するご意見

なごやし
名古屋市

ねらい

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。

みなさんが、いきいきと安心して生活すること、一人ひとりが尊重され、子ども同士やさまざまな人とのふれあいや体験を通して、思いやりの心を持ち、名古屋の将来を担っていくことをみんなが願っています。そのために、子どもにとって大切な権利をみんなで確め、それを守るために名古屋市やまわりの大人たちがしていくことを決めることが必要だと考えています。



子どもにとって大切な権利は、あなただけでなく、他の人にもあります。お互いの権利を尊重しましょう！

何歳までが子ども？

主に18歳未満を子どもとします。



子どもにとって大切な権利

子どもの権利については、児童の権利に関する条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類されています。本市では、これをもとに、特に大切にされるべき権利として次の4つにまとめました。また、子どもにとって大切な権利は、障害や民族、国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもがもつ権利です。

安心して安全に生きる権利

- 1 命が守られ、安全な環境で安心して生きることができます。
- 2 かけがえのない存在として愛情と理解をもって育まれます。
- 3 健康な生活が守られ、適切な医療が受けられます。
- 4 あらゆる暴力や犯罪から守られます。
- 5 あらゆる差別や差別によって不利益を受けません。
- 6 年齢や発達にふさわしい生活をおくることができます。

一人ひとりが尊重される権利

- 1 個性が認められ、人格が尊重されます。
- 2 自分の考えを自由に持ち、表し、行動できます。
- 3 信頼され、自分の意思が尊重されます。
- 4 プライバシーや名誉が守られます。
- 5 自分の持っている力を発揮できます。

豊かに育つ権利

- 1 年齢や発達に応じて学ぶことができます。
- 2 遊んだり、休んだり、のびのび育つことができます。
- 3 さまざまな人や自然とのふれあいや多くの文化の中で、共に生きることができます。
- 4 社会とのかかわりの中で他の人と共に生きながら、責任ある社会の一員として、自立していくことができます。

主体的に参加する権利

- 1 自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。
- 2 自分たちにかかわることを決めることについて自分たちの意見が反映されます。
- 3 意見を表すために、必要な情報の提供や支援が受けられます。

子どもにとって大切な権利をみんなで守ります！

(子どもの権利を保障する責務と市の推進体制)

学校や施設

① 学校などの関係者(先生など)は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めます。

② 学校などの関係者は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、いろいろな人と協力して解決するよう努めます。

③ 学校などの関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表す場を設け、支援に努めます。



自分がくらす地域

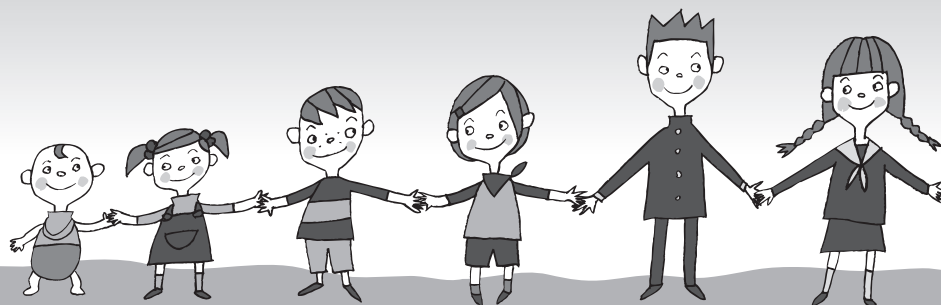
① 地域の方は、地域のさまざまな人や自然や社会や文化とのかかわりの中で、子どもが豊かに育つように、子どもの支援に努めます。

② 地域の方は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めます。

③ 地域の方は、地域社会の仲間である子どもとともに地域活動を行うよう努めます。



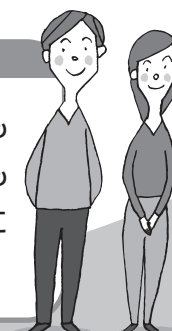
子どもたち



家庭

① 保護者は、責任をもち、子どもを守り育てます。

② 保護者は、子どもにとって最も良い方法はなにか考え、子どもの年齢と発達に応じた子育てに努めます。



事業者

① 事業者は、誰からも信頼されるような事業活動を行い、従業員の教育に努めます。

② 事業者は、従業員が、仕事も子育てもできるような職場づくりに努めます。

③ 事業者は、従業員が、子どもと一緒に過ごす時間がもてるよう働きかけたり、子どもを支援する取組に参加できたりするよう努めます。



名古屋市

① 市は、子どもの権利を保障し、子どもにとって最も良い方法を考え、子どもを支援します。

② 市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者などそれぞれの役割が果たせるよう、必要な支援や協力をします。

③ 市は、国、県などと協力します。

④ 市は、子どもの支援を行うため、必要な税金などを使います。

推進体制の整備

子ども総合計画の策定と公表、評価
市は、子どもなど市民の意見を聴いて、子どものための計画をつくり、推進します。

推進協議会の設置
市は、子どもたちを支援するため、市民と一緒に話し合える場をつくります。

拠点施設の設置
市は、子どもを支援する中心的な施設を設けます。



子どもたちが自身が互いの権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つようみんなで支援します！

名古屋市の取組

調査研究・普及広報

子どもの権利について、調べ、子どもも大人もよくわかるように知らせ、広めていきます。

虐待、体罰、いじめなどの防止・救済

いろいろな人と協力して、いじめなどが起こらないようにしたり、相談を受けたり、助けたりするために必要な対応をします。

子どもへの支援

- ① いろいろな人と協力して、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- ② 子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場をつくりま。
- ③ いろいろな人と協力して、子どもが他の人と共に生き、責任ある社会の一員として自立できるように支えます。



子どもの参画活動の促進

子どもにかかわることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見を表し、子どもの意見が反映されるしくみをつくりま。

子育て家庭への支援

いろいろな人と協力して、保護者が子どもの成長について責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支えます。

子ども支援と一緒に進めること

子どもは成長して大人になることをふまえて、20歳以上の若者の自立支援も一緒に進めます。

お問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

●電話 052-972-3081

●ファックス 052-972-4437

●電子メール a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」について

みなさんのご意見を募集します。

1 パンフレットを配っているところ

区役所情報コーナー、支所、市民情報センターなど
名古屋市公式ウェブサイト

(<http://www.city.nagoya.jp/> の名古屋市政＞パブリックコメントのページ)

点字版・音声変換用テキストを希望するときは、子ども青少年局子ども未来課へ連絡してください。

2 意見を募集している期間

平成19年11月29日(木)から平成19年12月28日(金)必着

この日までに
着くように
おく
送ってね

3 意見の出し方(うら面を使ってください。)

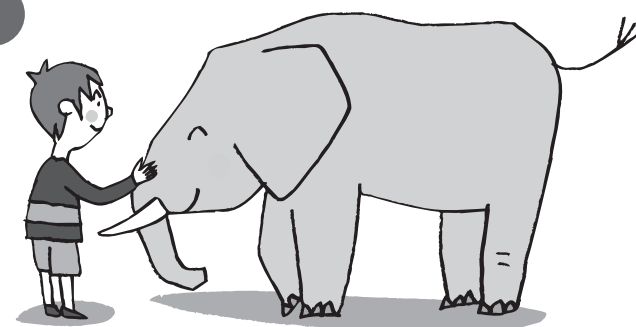
- 郵送、ファックス、電子メールで送るか、直接持ってきてください。
(電話など口頭での意見は、受け付けることができません。)
- 意見を出すときは、住所・氏名を書いてください。
- 別の用紙に書いて出してもいいです。

4 出された意見の発表について

募集を締め切った後、みなさんから出してもらったご意見の内容は、市の考え方といっしょに発表する予定ですので、みなさんのご意見ひとつひとつに返事は書きません。

5 意見の提出先・お問い合わせ先

うら面を見てください。



● 個人情報の取扱いについて ●

- ① 住所や氏名などだれが書いたか、あるいはだれのことが分かるような内容は発表しません。
- ② 住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例(市のきまり)を守り、他のことに使ったり、他の人に渡したりしません。